

平成29年度 熊本県中小企業融資制度の ご 案 内

<融資の種類>

現在事業を行っている方

○ 産業活性化資金

- 施設の新築・改装、商品の仕入れ等で資金が必要なとき
- 過疎地域等の企業で資金が必要なとき

○ 金融円滑化特別資金

- 売上減少等で資金繰りを改善したいとき
- 熊本地震による被害の影響を受けたとき

○ 小規模事業者おうえん資金

- 小規模企業者で資金が必要なとき
- 熊本地震による被害の影響を受けたとき

○ 経営革新等支援資金

- 経営革新等県が定める特定の事業に取り組むための資金が必要なとき

○ 中小企業短期資金

- 短期の運転資金が必要なとき

新分野に進出する方

○ 新事業展開支援資金

- 新たな分野に進出するとき

新規に事業を開始する方

○ 創業者支援資金

- 新たに事業を開始するとき（開業後5年未満を含む）

経営力強化に取り組む方

○ チャレンジサポート資金

- 経営力強化のための事業資金が必要なとき

事業を承継する方

○ 事業承継者おうえん資金

- 中小企業者から経営権を譲り受けたとき（経営権譲受後5年以内）

【融 資 資 格】

1. 熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。
2. 県内で事業を営んでいること。
3. 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次の(1)～(3)の場合を除く。
 - (1) 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合
 - (2) 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金又は熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合
 - (3) 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合
4. 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
5. 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。
6. 納期が到来した県税について滞納がないこと。

熊 本 県
熊本県信用保証協会

熊本県中小企業融資制度一覧(平成29年4月1日現在)

資 金 名		責任共有	融 資 対 象 者
	資 金 枠 名		
産業活性化資金	一般枠	対象	次の(1)～(4)のいずれかを目的とする中小企業者 (1) 施設又は設備の近代化〔店舗、工場等の新築又は改装、生活環境保全施設等の整備等〕 (2) ISO取得等による経営基盤の強化 (3) 商品仕入等事業経営の安定化 (4) 産学官連携による研究・開発
	特別枠		次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村のいずれかの地域で、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業を営む者として、市町村長が承認した者 (2) その他知事が特に必要と認めた者
県 の 資金であれば、借換え可能。 ただし、一部例外あり。			次の(1)～(11)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。))が、前年同期の平均売上高等に比して、3%以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(アスベスト・鳥インフルエンザ・口蹄疫) (3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者 (5) セーフティネット第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
金融円滑化特別資金		対象外	(6) セーフティネット第1号から第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 (7) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9) 商店街等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (11) 東日本大震災の影響を受けたことの市町村長の証明を受けた者
小規模事業者おうえん資金			既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と本資金との合計が1,250万円以下となる小規模企業者 ※小規模企業＝従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の企業
経営革新等支援資金		対象	次の(1)～(20)のいずれかに該当する中小企業者 【産業振興関連】 (1) 熊本県産業振興ビジョンに係る次の支援事業の採択を受けた者 インキュベーション施設運営管理事業(くまもと大学連携インキュベータ・夢挑戦プラザ入居企業)、リーディング企業創出事業 (2) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者 (3) 県起業化支援センターから株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者 (4) 経営革新計画の承認を受けた者 (5) 経営力向上計画の承認を受けた者 (6) 地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 (7) 農商工等連携事業計画の認定を受けた者 (8) 農商工等連携支援事業計画の認定を受けた者 (9) フードノレー構想に沿って農林水産物を活用した製品の生産・加工施設の整備、商品開発及び加工品の販路開拓を行う者 (10) 海外でビジネス展開を図ろうとする者 【建設業振興関連】 (11) 建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、500万円以上の支出を行う者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い500万円以上の支出を行う者 (12) 建設事業者の合併等に対する特例措置を受けている者 【環境対策関連】 (13) 新エネルギー又は省エネルギー施設を設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者 (14) 電気自動車用充電施設若しくは燃料電池自動車用水素ステーションを設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者 (15) 電気自動車又は燃料電池自動車を導入する者 (16) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を行う者。但し、建築物環境配慮計画については一定以上の格付けのものに限る。 (17) 熊本県地下水保全条例に基づく地下水使用合理化計画又は地下水涵養計画を行う者 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進関連】 (18) 次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定を受けた事業者で、新たに一般事業主行動計画を実施する者 (19) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を実施する従業員100人以下の事業者で「熊本県子育て従業員応援団」に登録された者
新事業展開支援資金			次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年未満の者 (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者 (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者
中小企業短期資金			季節的及び短期的な運転資金を必要とする中小企業者
チャレンジサポート資金		対象	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う者
創業者支援資金	一般枠	対象外	事業を営んでいない個人が県内で新規に事業を開始するもので、次の(1)～(4)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者(「特定創業支援を受けた者」は6月以内) (2) 2か月以内に新たに会社に会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者(「特定創業支援を受けた者」は6月以内) (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4) 会社設立の日(法人登記日)以後5年未満の者
	再チャレンジ枠		事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験があり、県内で再び事業を開始するもので、一般枠の(1)～(4)のいずれかに該当する者
事業承継者おうえん資金		対象	中小企業者から経営権を譲り受けて5年以内の中小企業者

※責任共有対象外＝信用保証協会の100%保証
※責任共有対象＝信用保証協会の80%保証

※経営支援プログラム実施企業は、融資利率を年0.2%優遇(創業者支援資金、チャレンジサポート資金及び短期資金を除く)。「経営支援プログラム」については、お近くの商工会議所又は商工会(商工会連合会)におたずねください。

融 資 限 度 額 ()は運転資金	融 資 期 間 ()は据置期間	融 資 利 率	保 証 料 率	担 保	保 証 人	申 込 先
1企業 5,000万円 (2,500万円) 1組合 1億円 (5,000万円)	[設備] 1年以上10年以内 (1年以内) [運転] 1年以上5年以内 (6月以内)	7年以内 固定 年2.25%以内 7年超 固定 年2.50%以内	年0.45～1.90%		[個人]不要 [法人]代表者のみ ただし、熊本県信用保証協会が必要と認める場合を除く。	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
1企業 5,000万円 (2,500万円) 1組合 8,000万円 (4,000万円)		7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.45%以内			実質経営者 営業許可名義人 事業承継予定者 等	
1企業 5,000万円 ただし、(7)及び(8)は合計で別枠8,000万円、(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円、(11)は別枠8,000万円 1組合 1億円 ただし、(7)～(10)は合計で別枠8,000万円、(5)及び(6)は合計で別枠5,000万円、(11)は別枠8,000万円	(1)～(7): 1年以上10年以内(1年以内) (8)～(10):10年以内(1年以内) (11):1年以上10年以内(2年以内)	【(1)～(5)】 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.30%以内 【(6)のセーフティネット4号認定者、(7)～(10)】 2年以内 固定 年1.30%以内(※) 3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内 7年超 固定 年2.00%以内 (※)「2年以内」は(8)(9)(10)で活用可能。 【(6)のセーフティネット4号認定者以外、(11)】 3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.70%以内 7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.10%以内	(1)～(4):年0.45～1.30% (5)のセーフティネット認定者:年0.62% (6)のセーフティネット認定者:年0.75% ※4号のみ0.50% (7)(9)(10):年0.50% (8)融資期間2年以内:0.00% ※グループ補助金交付決定分を2年以内で借り入れる場合、かつ自己資金分を借り入れる場合、融資期間を問わず0.00% 融資期間2年超:0.50% (11):年0.50% ※いずれも県補助後	必要に応じて徴求		商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 ※(7)～(10)は取扱金融機関でも申込可
1企業 1,250万円	[設備] 1年以上7年以内(6月以内) [運転] 1年以上5年以内(6月以内)	3年以内 固定 年1.30%以内 5年以内 固定 年1.45%以内 7年以内 固定 年1.60%以内	年0.00～1.25% ※県補助及び保証協会の特別割引後	原則不要		商工会議所、商工会 熊本県信用組合 くまもと産業支援財団
1企業 5,000万円 (2,500万円) 1組合 1億円 (5,000万円)	1年以上10年以内(1年以内) ただし、融資対象(4)～(8)については次のとおり。 [設備] 1年以上7年以内 (1年以内) [運転] 1年以上5年以内 (1年以内)	固定 年1.90%以内	年0.25～1.70% ※県補助後 ただし、融資対象(4)～(7)については年0.77%、融資対象(8)については年0.98%。			
各事業の問い合わせ先 (1)は、産業支援課 TEL 096-333-2321 (2)は、産業技術センター TEL 096-368-2101 (3)は、県起業化支援センター TEL 096-287-4465 (4)(5)は、産業支援課 TEL 096-333-2319(工業関連)又は 商工振興金融課 TEL 096-333-2316(商業関連) (6)～(8)は、観光物産課 TEL 096-333-2349 (9)は、農業研究センターい業研究所フード/レー推進室 TEL 0965-52-1020 (10)は、国際課 TEL 096-333-2159 (11)(12)は、監理課 TEL 096-333-2485 (13)は、エネルギー政策課 TEL 096-333-2320 (16)は、環境立県推進課 TEL 096-333-2264 (17)は、環境立県推進課 TEL 096-333-2272 (18)(19)は、労働雇用創生課 TEL 096-333-2342 (20)は、労働雇用創生課 TEL 096-333-2340 【働きやすい職場づくり関連】 (20) 熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中(認定から3年間)にある者						
1企業 5,000万円 (2,500万円) 1組合 1億円 (5,000万円)	1年以上10年以内(1年以内)	7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.30%以内	年0.45～1.90%			
平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い金額	1年以内	固定 年1.80%以内			取扱金融機関の定めによる	取扱金融機関
1企業 8,000万円	[設備] 1年以上7年以内(1年以内) [運転] 1年以上5年以内(1年以内) ※ただし、借り換える場合は10年以内	【責任共有対象】 固定 年1.80%以内 【責任共有対象外】 5年以内 固定 年1.50%以内 7年以内 固定 年1.70%以内 7年超 固定 年1.80%以内	責任共有対象 年0.45～1.35% ※県補助後 責任共有対象外 年0.50～1.40% ※県補助後	必要に応じて徴求	[個人]不要 [法人]代表者のみ ただし、熊本県信用保証協会が必要と認める場合を除く。	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
1企業 1,000万円 ※特定創業支援を受けた者は1,500万円	1年以上10年以内(1年以内)	3年以内 固定 年1.30%以内 5年以内 固定 年1.45%以内 7年以内 固定 年1.60%以内 7年超 固定 年1.80%以内	年0.35% ※県補助後 ※別途、信用保証協会の割引制度あり	不要	実質経営者 営業許可名義人 事業承継予定者 等	商工会議所 商工会 ※取扱金融機関
廃業の経験とは、次の①又は②のいずれかに該当する者で、廃業又は解散の日から申込日までが5年末満の場合をいう。 ① 過去に自ら営んでいた事業を、経営状況の悪化により廃止した経験を有する者 ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の解散の日において、その会社の業務を執行する役員であった者						
1企業 5,000万円	1年以上10年以内(1年以内)	7年以内 固定 年1.70%以内 7年超 固定 年1.80%以内	年0.45～0.50% ※県補助後	必要に応じて徴求		取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会

※特定創業支援を受けた者＝産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者

【過疎地域・振興山村・離島振興対策実施地域・半島振興対策実施地域(産業活性化資金特別枠)】

市町村名	過疎地域	振興山村	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
八代市	△旧坂本村 △旧東陽村 旧泉村	△旧坂本村の旧下松求麻村と旧百済来村、旧東陽村の旧河俣村、旧泉村		
水俣市	○	△旧久木野村		
天草市	○	△旧本渡市の旧戸宇土村、旧牛深市の旧二浦村、旧天草町の旧福連木村と旧下田村	△旧御所浦町の横浦島と牧島と御所浦島、旧新和町の横島	△旧御所浦町と旧新和町の横島を除く全市
山鹿市	●	△旧鹿北町の旧岳間村、旧菊鹿町の旧内田村		
菊池市		△旧菊池市の旧龍門村		
宇土市				○
上天草市	○	△旧松島町の旧教良木河内村	△旧大矢野町の湯島と旧松島町の中島	○
宇城市	△旧三角町			△旧三角町、旧不知火町
阿蘇市	△旧波野村	△旧一の宮町の旧古城村と旧中通村		
美里町	○			
和水町	○			
南関町	○			
大津町		△旧瀬田村		
南小国町	○	○		
小国町	○	○		
産山村	○	○		
高森町	○	△旧草部村		
南阿蘇村	●	△旧久木野村		
西原村		△旧河原村		
甲佐町	○	△旧宮内村		
山都町	○	△旧矢部町の旧白糸村、旧清和村の旧小峰村		
芦北町	○	△旧芦北町の旧大野村と旧吉尾村		
津奈木町	○			
あさぎり町	○	△旧上村		
多良木町	○	△旧久米村		
湯前町	○			
水上村	○	○		
相良村	○	△旧四浦村		
五木村	○	○		
山江村	○	○		
球磨村	○	○		
苓北町				○

※ ○:全域指定 ●:みなし全域指定 △:一部地域指定

【取扱金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合

各資金の詳細を知りたいとき →

熊本県 融資

様式をダウンロードしたいとき →

熊本県 融資 様式

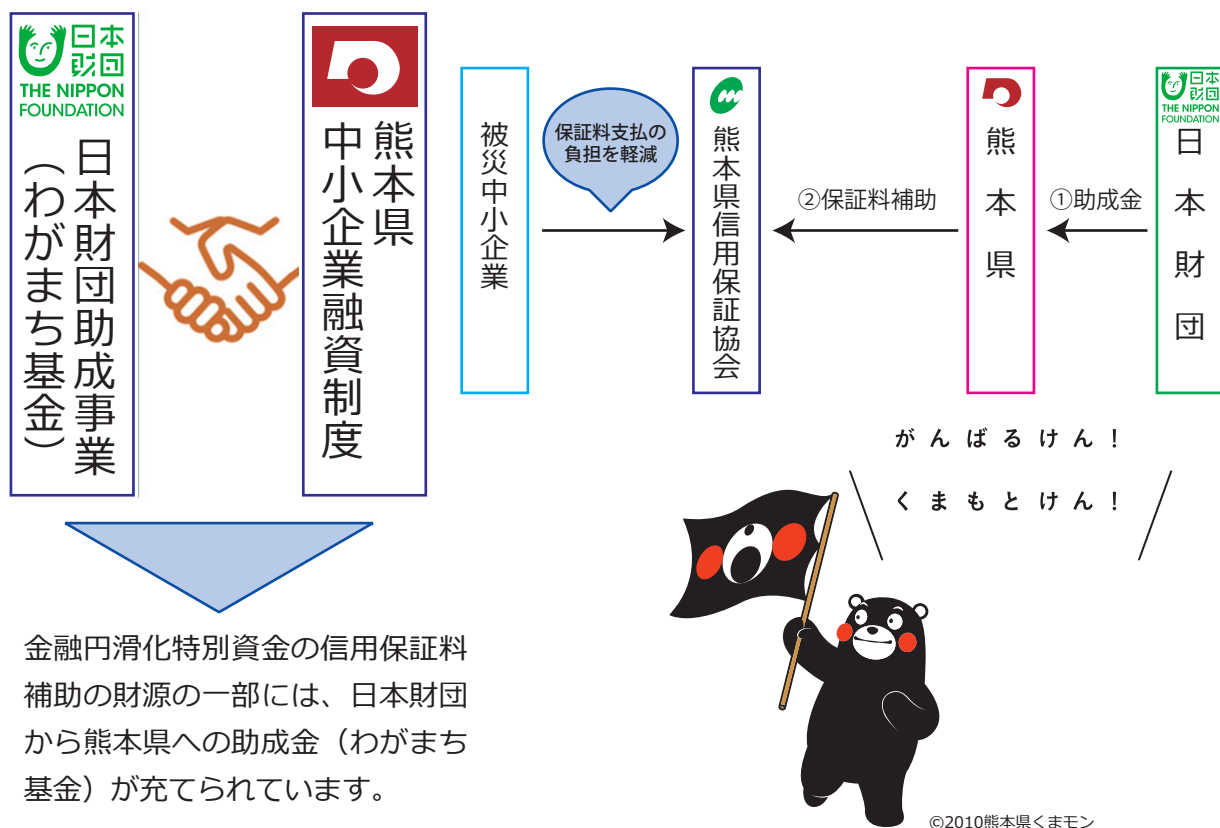
【平成29年度熊本県中小企業融資制度の改正点の概要】

1 信用保証料率の補助

- ・「平成28年熊本地震」で被災した中小企業者の負担軽減を図るため、次の資金の信用保証料率を全額補助します。

資金名	対象者
金融円滑化特別資金	・ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者で、融資期間2年以内の者 ※グループ補助金交付決定分を2年以内で借り入れる場合であって、かつ、自己資金分を借り入れる場合は、当該自己資金分も全額補助（融資期間の長短問わず）
小規模事業者おうえん資金	・ 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、地震の影響で売上が減少していることを証明できる書類又は市町村長の発行する罹災証明書を有している者

日本財団と締結した「平成28年熊本地震に係る合意書」に基づく事業再建支援の御紹介



2 経営革新等支援資金の融資対象者の追加

経営革新等支援資金の融資対象者に、次の方を追加しました。

- ・ 経営力向上計画の承認を受けた者
- ・ 燃料電池自動車用水素ステーションを設置する方又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者
- ・ 燃料電池自動車を導入する者

【提出書類】

<共通提出書類>

提出書類	法人	個人
☐ 熊本県中小企業融資制度申込書【1号様式】	○	○
☐ 印鑑証明書	○	○
☐ 決算書（直近2期）	○	
☐ 確定申告書（直近2年）		○
☐ すべての県税について未納がないことが証明された納税証明書	○	○
☐ 商業登記簿謄本 ※保証協会の利用が初めての場	○	
☐ 定款（写） ※保証協会の利用が初めての場	○	
☐ その他関係機関が必要とする書類	○	○

<中小企業者により必要な提出書類>

提出条件	提出書類	法人	個人
商工団体があつせんする場合	☐ 商工団体意見書【2号様式】	○	○
保証協会の利用が初めての場	☐ 市町村県民税	納税証明書（直近2年）	○
		所得証明書（直近2年）	○
許認可が必要な業種の場合	☐ 営業許可証	○	○
決算期から6か月以上経過しており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	☐ 残高試算表	○	○
出資の額又は資本の総額が中小企業信用保険法で定める金額を超え、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の90%を超えており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	☐ 従業員数を確認できる公的機関が発行する証明書	○	○
関係機関が必要とする場	☐ 資金繰表【3号様式】	○	○
	☐ 収支予定表【4号様式】	○	○
	☐ その他関係機関が必要とする書類	○	○
経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合	☐ 商工会議所、商工会が作成した経営支援プログラムの事業計画書	○	○

<資金により必要な提出書類>

○ 金融円滑化特別資金（一部）

融資対象	提出書類
3か月の平均売上高等が減少している場合	☐ 売上高等減少率要件確認書【6号様式】
セーフティネットの認定を受けた場合	☐ セーフティネット認定書
借換えを行う場合	☐ 借換事業計画書【7号様式】
平成28年熊本地震による被害の影響を受けた場合	☐ 市町村長の発行する罹災証明書
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受けた場合	☐ 市町村長の発行する罹災証明書 ☐ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書（写） ☐ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付決定通知（写）
商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受けた場合	☐ 市町村長の発行する罹災証明書 ☐ 商店街等施設等災害復旧補助金交付申請書（写） ☐ 補助事業計画書（写） ☐ 商店街等施設等災害復旧補助金交付決定通知書（写）
中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受けた場合	☐ 市町村長の発行する罹災証明書 ☐ 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金交付申請書（写） ☐ 組合別補助事業計画書（写） ☐ 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金交付決定通知書（写）

○ 小規模事業者おうえん資金

融資対象	提出書類
平成28年熊本地震で被災した場合	☐ 市町村長の発行する罹災証明書
平成28年熊本地震で売上が減少している場合	☐ 売上高等減少率要件確認書【6号様式】 ☐ 平成28年熊本地震による被害の影響で売上げが減少していることを確認できる書類(写)

○ 創業者支援資金

融資対象	提出書類
一般枠の場合	☐ 創業（再挑戦）事業計画書【8号様式】
再チャレンジ枠の場合	☐ 創業（再挑戦）事業計画書【8号様式】 ☐ 資格要件申告書【9号様式】

○ 新事業展開支援資金

提出書類
☐ 新事業展開計画書【12号様式】

○ 産業活性化資金

融資対象	提出書類
市町村長の承認が必要な場合	☐ 産業活性化資金特別枠事業計画書【５号様式】 ☐ 納税証明書 〔法人〕法人市町村民税（直近１期） 〔個人〕市町村県民税（直近１年）
知事の承認が必要な場合	☐ 産業活性化資金特別枠事業計画書【５号様式】

○ チャレンジサポート資金

提出書類	
☐	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書【19号様式】
☐	事業計画書（申込人が策定したもの）
☐	認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

○ 事業承継者おうえん資金

提出書類	
☐	事業承継者おうえん資金事業計画書【21号様式】
☐	旧代表者の決算書（直近２期）
☐	代表者の変更が確認できる書類（例：法人の登記事項証明書等、税務署に提出する開業届・廃業届）

詳細、その他の資金については申込先窓口へお問い合わせください。

熊本市信用保証協会の主な保証制度一覧（平成29年4月1日現在）

保証の種類		責 任 共 有 制 度	保 証 対 象																																				
一般保証	通常の運転資金・設備資金について行う保証	対 象	熊本県内に住居（現に居住している）または事業所を有する【中小企業信用保険法における中小企業の定義】に該当する方（以下、中小企業者といいます。） 業種によっては、保証できないものもあります。 例）農業・林業（一部を除く）・漁業・金融保険業（一部を除く）																																				
経営力強化保証	金融支援だけでなく認定経営革新等支援機関による経営改善の取組をサポートする保証		金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の方																																				
税理士連携特別保証	疑似資本的な資金供給をするとともに、経営状況の把握に努め継続的な経営支援に取り組む保証	対 象	次の全てを満たす中小企業者の方 (1) 1期以上の決算（確定申告）を行い、金融機関における与信取引が1年以上あること (2) 南九州税理士会会員である税理士等が月次管理する中小企業者であって、税理士等の推薦書があること (3) 既保証分が条件変更等による返済の緩和が実施されていないこと (4) 債務超過でなく原則次の条件を満たすこと （法人）直近決算において経常利益を計上（個人）所得金額が200万円以上 (5) 資本金強化保証との併用利用がないこと (6) その他、一般保証に準じる保証利用条件を満たすこと																																				
	顧問税理士等が月次管理を行っている中小企業者の資金需要に対し、協会と金融機関に推薦を行うことで、スピーディーな資金調達が可能となる保証		次の全てを満たす中小企業者の方 (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること (2) 南九州税理士会会員である税理士等が月次管理を行い税理士等の推薦があること (3) 既保証分に条件変更等による返済緩和がないこと (4) その他、一般保証に準じる保証条件を満たすこと																																				
	くまもと連携支援保証		協会と金融機関が協調して新たな資金を供給し、継続した期中支援を行う保証	次の全てを満たす中小企業者の方 (1) 同一事業で2期以上の決算または確定申告を行っていること (2) その他、一般保証に準じる保証条件を満たすこと																																			
	事業再生計画 実施関連保証 （経営改善サポート保証）		事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、事業再生の着実な進捗を図り活力の再生を図る保証	熊本県中小企業経営支援連携会議の個別支援会議のほか、中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を進め、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告をしていただく中小企業者の方																																			
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づき、取引先企業等の倒産、災害などの突発的事由などにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とした保証	対象外	以下の各号のいずれかの事由により、事業所所在地の市町村長の認定を受けた中小企業者の方 【1号】取引先の倒産による連鎖倒産防止対策を必要とする企業 【2号】取引先のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けた企業 【3号】突発的災害（事故等）による影響を受けた特定地域の企業 【4号】突発的災害（自然災害等）による影響を受けた特定地域の企業 【5号】不況業種に属する企業 【6号】破綻金融機関と融資取引のある企業																																				
		対 象 （特別小口保険にかかる保証は対象外）	以下の各号のいずれかの事由により、事業所所在地の市町村長の認定を受けた中小企業者の方 【7号】金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している企業 【8号】整理回収機構に貸付債権が譲渡された方のうち、再生の可能性があると認められる企業																																				
流動資産担保 融資保証 （ABL保証）	売掛債権または棚卸資産を担保に、あらかじめ一定の貸越極度額を設定した当座貸越または個別に手形貸付を行う保証（個別保証・根保証）	対 象	一般保証の保証対象と同じ。 ただし、事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者の方 ※譲渡禁止特約の付いた売掛債権は、売掛先からの特約の解除または異議なき承諾を得る必要があります。 ※棚卸資産を担保とする場合は、法人が対象となり、事業により生じるもの（生じる予定のものを含む）で、かつ決算書に計上されるもの（計上される予定のもの）を対象とします。																																				
当座貸越 （貸付専用型） 根保証	あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間内に反復継続して発生する貸付（貸越）を行う保証		【個人事業者】 次の（1）～（3）の全てに該当する中小企業者の方 (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 業績が一定以上または不動産を所有もしくは担保の提供がある。 【法 人】 次の（1）～（3）の全てに該当する中小企業者の方 (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 業績が一定以上																																				
事業者カードローン 当座貸越根保証	反復継続して発生する当座貸越債務をカードで利用する保証		【個人事業者】 次の（1）～（3）の全てに該当する中小企業者の方 (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 業績が一定以上または不動産を所有 【法 人】 次の（1）～（3）の全てに該当する中小企業者の方 (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 業績が一定以上																																				
中小企業特定 社債（私募債）保証	中小企業の社債（私募債）について、保証協会の債務保証を受け、金融機関が引き受ける制度		財務内容が、下表の基準1～3のいずれかに該当する中小企業者の方 <table><tr><th></th><th>項 目</th><th>基準 1</th><th>基準 2</th><th>基準 3</th><th>充足要件</th></tr><tr><td>①純資産額</td><td>資本の額</td><td>5千万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td><td>必須要件</td></tr><tr><td>②自己資本比率</td><td>資本の額÷（資本の額＋負債の額）×100</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>ストック要件 （1つ以上充足）</td></tr><tr><td>③純資産倍率</td><td>資本の額÷資本金×100</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td></td></tr><tr><td>④使用総資本事業利益率</td><td>（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷ 資産の額 ×100</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td><td>フロー要件 （1つ以上充足）</td></tr><tr><td>⑤のろしと・ガレージ・レジ</td><td>（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td><td></td></tr></table>			項 目	基準 1	基準 2	基準 3	充足要件	①純資産額	資本の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	資本の額÷（資本の額＋負債の額）×100	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 （1つ以上充足）	③純資産倍率	資本の額÷資本金×100	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上		④使用総資本事業利益率	（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷ 資産の額 ×100	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 （1つ以上充足）	⑤のろしと・ガレージ・レジ	（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	項 目	基準 1	基準 2	基準 3	充足要件																																		
①純資産額	資本の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件																																		
②自己資本比率	資本の額÷（資本の額＋負債の額）×100	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 （1つ以上充足）																																		
③純資産倍率	資本の額÷資本金×100	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																																			
④使用総資本事業利益率	（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷ 資産の額 ×100	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 （1つ以上充足）																																		
⑤のろしと・ガレージ・レジ	（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料）	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																			
くまもとグリーン保証	環境に配慮した経営を行う中小企業者が、環境負荷の低減に取り組むために必要な事業資金に対する保証	対 象	地球環境保全の推進を行う事業資金を必要とする熊本県内の中小企業者の方																																				
短期資金保証	短期の運転資金について行う保証		県内において引き続き1年以上同一の業種に属する事業を営んでいる中小企業者の方																																				

※「保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

保 証 条 件						割 引 制 度
保 証 限 度 額	保 証 期 間	融 資 利 率	保 証 料 率	担 保	保 証 人	
一企業 2億 8,000万円 一組合 4億 8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内 ただし、収益不動産取得資金等については、法人税法に定める耐用年数内	金融機関所定	年 0.45～1.90%	必要に応じて徴求	原則、法人代表者のみ	財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用を確認できる場合、または、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・0.1%割引 担保の提供がある場合・・・0.1%割引
一企業 2億 8,000万円 一組合 4億 8,000万円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし既往借入を借り換える場合 10年以内 (据置期間1年以内)		年0.45～2.00%			会計参与を設置していることを登記により確認できる場合・・・0.1%割引 担保の提供がある場合・・・0.1%割引
一企業 100万円以上3,000万円以下	1年以内 (ただし初回利用時の終期は確定決算の申告期限から3ヶ月以内)		年0.45～1.90% ※当該税理士等が認定経営革新等支援機関の場合 ・・・0.1%割引	原則として不要		財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用を確認できる場合、または、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・・・・0.1%割引 担保の提供がある場合 ・・・・・・0.1%割引
一企業 500万円	1年超7年以内 (措置期間6ヶ月以内)	3年以内 固定 年 1.30%以内 5年以内 固定 年 1.45%以内 7年以内 固定 年 1.60%以内	年0.45～1.90%			
一企業 2億 8,000万円	運転資金 1年超15年以内 (据置期間1年以内) 設備資金および 運転設備資金 1年超20年以内 (据置期間1年以内)	金融機関所定	年0.80～1.00%	必要に応じて徴求	原則、法人代表者のみ	会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・・・・0.1%割引
一企業 2億 8,000万円 一組合 4億 8,000万円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置期間1年以内)					
一企業 2億 8,000万円 一組合 4億 8,000万円 【6号】の場合は、一企業3億8,000万円(一般保証とは別枠、既存の全国緊急の残高含む)	10年以内					
一企業 2億円 (金融機関からの借入限度額は2億 5,000万円)	個別保証：1年以内 根保証：1年間		年 0.68%	申込人の有する流動資産のみを譲渡担保 ※個別保証の場合は、売却債権のみ		法人代表者のみ
一企業 2億 8,000万円	1年間または2年間		年 0.39～1.62%	保証金額が 5,000万円以内は不要 5,000万円超は必要	原則、法人代表者のみ	財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用を確認できる場合、または、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・・0.1%割引 担保の提供がある場合・・・0.1%割引
一企業 2,000万円				不 要		財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用を確認できる場合、または、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・0.1%割引
一企業 4億 5,000万円 (ただし、経営安定関連保証等を除く、社債保証以外の保証分を含めて5億円が上限。発行限度額は5億円。)	2年～7年以内 (年単位)	(支払金利は発行体所定)	年0.45～1.90%	保証金額が 2億円超は必要	不 要	会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・・・・0.1%割引 担保の提供がある場合 ・・・・・・0.1%割引
一企業 8,000万円	10年以内 (据置期間1年以内)	年1.90%以内 (固定)	年0.25～1.70%	必要に応じて徴求	原則、法人代表者のみ	財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用を確認できる場合、または、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・0.1%割引
「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度の適用対象となる新エネルギー設備の導入資金の場合であって、エネルギー対策保険に係る保証を利用する場合は、上記と別枠で2億円	20年以内 (据置期間1年以内)	年1.90%以内 (固定) 10年超の場合は当該期間のみ金融機関所定金利	年0.98%			会計参与を設置していることを登記により確認できる場合 ・・・・・・0.1%割引 担保の提供がある場合 ・・・・・・0.1%割引
一企業 800万円 一組合 2,000万円	6ヵ月以内	熊本県中小企業短期資金に準拠	年0.45～1.90%			財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用を確認できる場合、または、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合・・・0.1%割引 担保の提供がある場合・・・0.1%割引

【熊本県中小企業融資制度の保証料率】

利用者の財務諸表の情報を、CRD（中小企業信用リスクデータベース）で評価し、第1区分から第9区分の範囲で保証料率が決定されます。ただし、一部制度は、利用者一律の保証料率が適用されます。

※次のいずれかに該当する事業者については、第5区分が適用されます。ただし、チャレンジサポート資金については、第4区分が適用されます。

- ① 直前の決算で貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ② 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

県が保証料率の一部を補助し、利用者の負担を軽減させています(下表■＝補助対象資金)。

※保証料率は、融資額に対する率となります。

		保 証 料 率 区 分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
■金融円滑化特別資金	■災害関係保証(グループ補助金交付決定者)	県補助率	2年以内:0.75% 2年超:0.25%							
		利用者負担	2年以内:0.00% 2年超:0.50%							
	■災害関係保証(上記以外)	県補助率	0.25%							
		利用者負担	0.50%							
	■セーフティネット4号	県補助率	0.35%							
		利用者負担	0.50%							
■小規模事業者おうえん資金		県補助率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%
		利用者負担	0.00%							
◇産業活性化資金		利用者負担	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%
■金融円滑化特別資金	■セーフティネット	県補助率	0.60%	0.50%	0.40%	0.25%	0.10%			
		利用者負担	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%
	1～3号、5号、6号	県補助率	0.10%							
	7・8号	利用者負担	0.75%							
■小規模事業者おうえん資金		県補助率	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.60%	0.40%	0.20%
		利用者負担	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
◇セーフティネット		利用者負担	0.85%							
■経営革新等支援資金		県補助率	0.20%							
		利用者負担	1.70%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%
◇新事業展開支援資金		利用者負担	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%
■チャレンジサポート資金(責任共有対象)		県補助率	0.40%	0.45%	0.45%	0.45%	0.50%	0.30%	0.10%	
		利用者負担	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%
■チャレンジサポート資金(責任共有対象外)		県補助率	0.60%	0.45%	0.50%	0.45%	0.40%	0.20%		
		利用者負担	1.40%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.70%	0.70%	0.50%
■創業者支援資金		県補助率	0.55%							
		利用者負担	0.35%							
■事業承継者おうえん資金		県補助率	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%
		利用者負担	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.45%

※小規模事業者おうえん資金における保証料率は、熊本県信用保証協会が上記より0.1%割り引きます(平成30年3月31日承認分まで)。
※創業者支援資金における保証料率は、熊本県信用保証協会の専門家派遣事業を利用する場合、上記より0.1%割り引きます。

【セーフティネット保証制度の概要】

セーフティネット保証制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等(1号～8号要件)により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

対象中小企業の方は、事業所の所在地を管轄する市町村の認定を受け、金融機関(保証協会)に保証付き融資を申し込みます。

保証限度額

一般
普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円
無担保無保証人保証 1,250万円

+

別枠

普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円
無担保無保証人保証 1,250万円

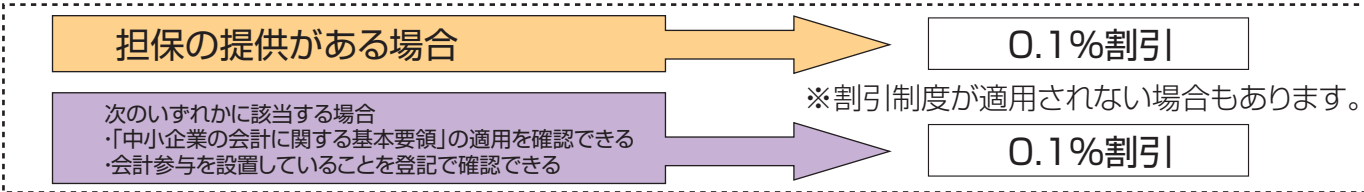
基本保証料率
(県補助前)

通常
0.45%～1.90%

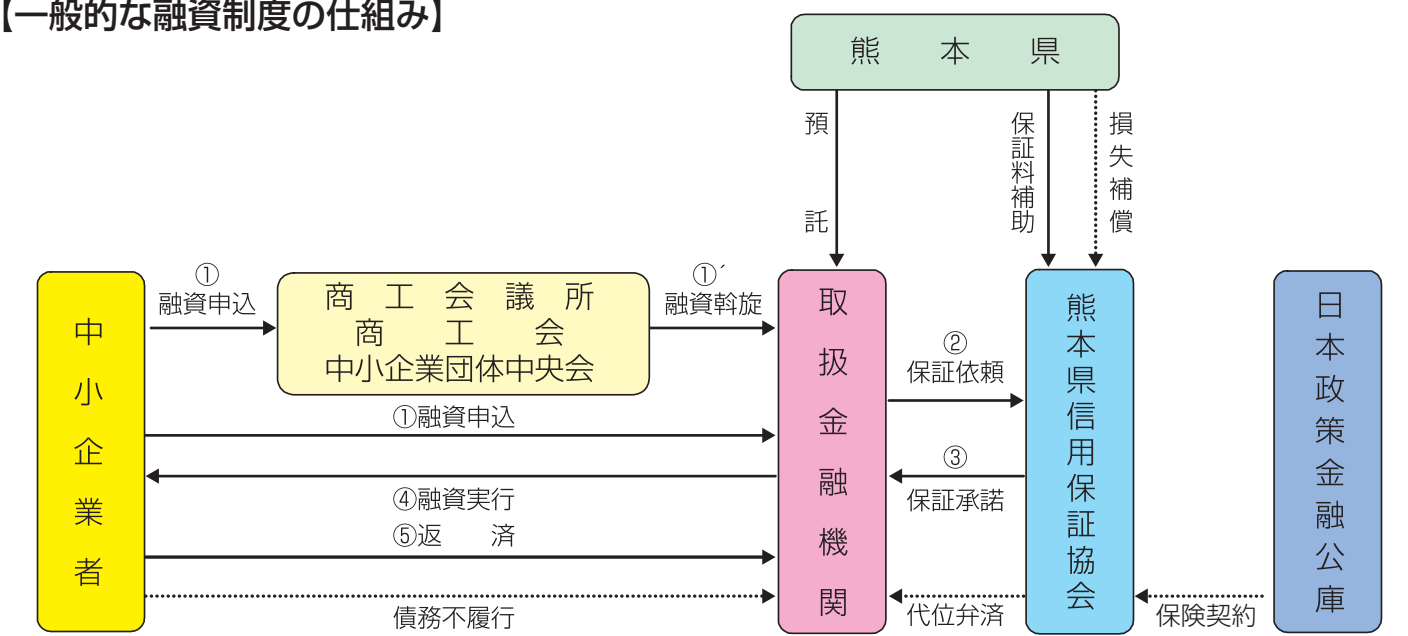
セーフティネット保証
0.72%又は0.85%

【熊本県信用保証協会の保証料割引制度】

※ 詳細については、熊本県信用保証協会におたずねください。



【一般的な融資制度の仕組み】



【中小企業信用保険法における中小企業の定義】

資本金（出資の総額）又は常時使用する従業員数のいずれかに該当していることが必要です。

1 法人事業所・個人事業所

業 種	資本金 出資の額	常時使用する 従業員数
1. 製造業等(2～8の業種を除く)	3億円以下	300人以下
2. 卸売業	1億円以下	100人以下
3. サービス業	5千万円以下	
4. 小売業・飲食業		50人以下
5. ゴム製品製造業 (自動車、航空機用タイヤ・チューブ 製造業、工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
6. ソフトウェア業		300人以下
7. 情報処理サービス業		
8. 旅館業	5千万円以下	200人以下

2 医業

区分	常時使用する 従業員数
法人	300人以下
個人	100人以下

3 組合等

中小企業信用保険法の要件を満たす組合やNPO法人も対象となります。

※常時使用する従業員の範囲

- ① 当該法人の役員は含まれません。
- ② 家族従業員は有給であっても、事業主と生計を同一にしている3親等以内の親族は含まれません。
- ③ 全く臨時の従業員は含まれません。ただし、当該事業の経営上不可欠な人員として実質常雇的な場合は、常時使用する従業員に含まれます。

【中小企業信用保険法における小規模事業者の定義】

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人（宿泊・娯楽業を除く））以下の会社及び個人
- ② 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（個人の場合は5人以下）等

●熊本県へのお問い合わせ・ご相談は、
熊本県商工振興金融課（TEL 096-333-2314）まで

●熊本県信用保証協会へのお問い合わせ・ご相談は、

□本 所 〒860-8551 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号

□八代支所 〒866-0842 八代市若草町10番地 6

□天草支所 〒863-0012 天草市今釜新町3561番地

TEL 096-375-2000(代)

TEL 0965-33-2579

TEL 0969-23-2015

●融資に関する最寄りの相談先(申込先)は、

相談先(申込先)	郵便番号	住所	電話番号	相談先(申込先)	郵便番号	住所	電話番号
熊本商工会議所	〒860-8547	熊本市中央区横根屋町10	096-354-6688	南小国町商工会	〒869-2401	阿蘇郡南小国町赤馬場1900-1	0967-42-0142
八代商工会議所	〒866-0862	八代市松江城町6-6	0965-32-6191	小国町商工会	〒869-2501	阿蘇郡小国町宮原1754-14	0967-46-3621
人吉商工会議所	〒868-0037	人吉市南泉田町3-3	0966-22-3101	産山村商工会	〒869-2703	阿蘇郡産山村山鹿2230-1	0967-25-2811
荒尾商工会議所	〒864-0054	荒尾市大正町1-4-5	0968-62-1211	高森町商工会	〒869-1602	阿蘇郡高森町高森1539-3	0967-62-0274
水俣商工会議所	〒867-0042	水俣市大園町1-11-5	0966-63-2128	南阿蘇村商工会	〒869-1503	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1488-1	0967-62-9435
玉名商工会議所	〒865-0025	玉名市高瀬290-1	0968-72-3106	(長陽支所)	〒869-1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574	0967-67-0095
本渡商工会議所	〒863-0022	天草市栄町1-25	0969-23-2001	(久木野支所)	〒869-1411	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰151-1	0967-67-0231
山鹿商工会議所	〒861-0501	山鹿市山鹿1613	0968-43-4111	西原村商工会	〒861-2402	阿蘇郡西原村小森3261	096-279-2295
牛深商工会議所	〒863-1901	天草市牛深町215-1	0969-73-3141	御船町商工会	〒861-3207	上益城郡御船町御船923	096-282-0322
熊本市託麻商工会	〒861-8038	熊本市東区長嶺東7-9-8	096-380-0014	嘉島町商工会	〒861-3106	上益城郡嘉島町上島929	096-237-0734
熊本市北部商工会	〒861-5521	熊本市北区鹿子木町151-1	096-245-0127	益城町商工会	〒861-2241	上益城郡益城町宮園715-1	096-286-2551
熊本市河内商工会	〒861-5347	熊本市西区河内町船津2104-4	096-276-0342	甲佐町商工会	〒861-4607	上益城郡甲佐町豊内719-2	096-234-0272
熊本市飽田商工会	〒861-5262	熊本市南区浜口町124	096-227-0852	山都町商工会	〒861-3513	上益城郡山都町下市33	0967-72-0186
熊本市天明商工会	〒861-4125	熊本市南区奥古閑町1906-1	096-223-2022	(清和支所)	〒861-3811	上益城郡山都町大平352-1	0967-82-2017
熊本市富合商工会	〒861-4151	熊本市南区富合町清藤9-2	096-358-2521	(蘇陽支所)	〒861-3901	上益城郡山都町馬見原118-3	0967-83-0037
熊本市城南商工会	〒861-4202	熊本市南区城南町宮地1080-1	0964-28-2317	八代市商工会	〒869-4202	八代市鏡町内田460-3	0965-52-8111
熊本市植木町商工会	〒861-0133	熊本市北区植木町滴水441-7	096-272-0236	(千丁支所)	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1458	0965-46-1374
宇土市商工会	〒869-0433	宇土市新小路町139	0964-22-5555	(坂本支所)	〒869-6105	八代市坂本町坂本4228-12(八代市役所坂本支所内2F)	0965-45-3381
宇城市商工会	〒869-0552	宇城市不知火町高良2477-1	0964-42-8111	(東陽支所)	〒869-4301	八代市東陽町南1058-1	0965-65-2820
(三角支所)	〒869-3207	宇城市三角町三角浦1160-86	0964-52-2530	(泉支所)	〒869-4401	八代市泉町柿迫3188-2	0965-67-2130
(不知火支所)	〒869-0552	宇城市不知火町高良2477-1	0964-32-0843	氷川町商工会	〒869-4608	八代郡氷川町宮原栄久100-2	0965-62-2021
(松橋支所)	〒869-0502	宇城市松橋町松橋562	0964-32-0812	(氷川町商工会支所)	〒869-4814	八代郡氷川町島地639-1	0965-52-7656
(小川支所)	〒869-0624	宇城市小川町江頭112-1	0964-43-0452	芦北町商工会	〒869-5461	葦北郡芦北町大字芦北2060-7	0966-82-2548
(豊野支所)	〒861-4301	宇城市豊野町糸石3570-1	0964-45-2694	(田浦支所)	〒869-5305	葦北郡芦北町田浦653(芦北町役所田浦基幹支所内)	0966-87-0157
美里町商工会	〒861-4721	下益城郡美里町土喰153	0964-47-0336	津奈木町商工会	〒869-5603	葦北郡津奈木町大字岩城2113-2	0966-78-3580
(中央支所)	〒861-4402	下益城郡美里町堅志田44-1	0964-46-2314	錦町商工会	〒868-0302	球磨郡錦町一武1587-1	0966-38-0009
玉名市商工会	〒869-0203	玉名市岱明町浜田105	0968-57-0323	あさぎり町商工会	〒868-0408	球磨郡あさぎり町免田東1736-1	0966-45-0969
(横島支所)	〒865-0072	玉名市横島町横島1715	0968-84-3370	(あさぎり町商工会上支所)	〒868-0422	球磨郡あさぎり町上北1960-1	0966-47-0214
(天水支所)	〒861-5402	玉名市天水町立花1591-4	0968-82-2409	多良木町商工会	〒868-0501	球磨郡多良木町多良木1610-1	0966-42-2525
玉東町商工会	〒869-0305	玉名郡玉東町上木葉398-1	0968-85-2174	湯前町商工会	〒868-0606	球磨郡湯前町1826-1	0966-43-3333
南関町商工会	〒861-0803	玉名郡南関町関町1500-1	0968-53-0120	水上村商工会	〒868-0701	球磨郡水上村岩野158-2	0966-44-0073
長洲町商工会	〒869-0123	玉名郡長洲町長洲2168-2	0968-78-0410	相良村商工会	〒868-0094	球磨郡相良村深水2107-2	0966-35-0504
和水町商工会	〒865-0135	玉名郡和水町瀬川3613-1	0968-86-2127	五木村商工会	〒868-0201	球磨郡五木村甲2672-39	0966-37-2321
(三加和支所)	〒861-0903	玉名郡和水町和仁17	0968-34-2051	山江村商工会	〒868-0092	球磨郡山江村山田甲1325-1	0966-24-9326
山鹿市商工会	〒861-0331	山鹿市鹿本町来民1234	0968-46-2141	球磨村商工会	〒869-6401	球磨郡球磨村渡乙1625-2	0966-25-6660
(鹿北支所)	〒861-0601	山鹿市鹿北町四丁1787	0968-32-2068	上天草市商工会	〒861-6102	上天草市松島町合津4276-825	0969-56-0244
(菊池支所)	〒861-0406	山鹿市菊池町下内田596-2	0968-48-2142	(大矢野支所)	〒869-3602	上天草市大矢野町上1559-4	0964-56-0244
(鹿央支所)	〒861-0565	山鹿市鹿央町合里132-4	0968-36-2232	(松島支所)	〒861-6102	上天草市松島町合津4276-825	0969-56-0244
菊池市商工会	〒861-1331	菊池市隈府884-1	0968-25-1131	(姫戸支所)	〒866-0101	上天草市姫戸町姫浦909-46	0969-58-2166
(菊池支所)	〒861-1331	菊池市隈府884-1	0968-25-1131	(龍ヶ岳支所)	〒866-0202	上天草市龍ヶ岳町高戸2942-2	0969-62-1151
(七城支所)	〒861-1351	菊池市七城町砂田1451-11	0968-25-1669	天草市商工会	〒863-0003	天草市本渡町本渡2547-2	0969-23-2020
(旭志支所)	〒869-1205	菊池市旭志川辺1884-1	0968-37-2094	(有明支所)	〒861-7201	天草市有明町赤崎2010-5	0969-53-0056
(泗水支所)	〒861-1205	菊池市泗水町福本947	0968-38-2708	(御所浦支所)	〒866-0313	天草市御所浦町御所浦3510-11	0969-67-3059
合志市商工会	〒861-1104	合志市御代志1842	096-242-0733	(倉岳支所)	〒861-6403	天草市倉岳町宮田2762-7	0969-64-3364
(合志市商工会支所)	〒861-1112	合志市幾久富1123-1	096-248-0622	(栖本支所)	〒861-6302	天草市栖本町河内4569-2	0969-66-2721
大津町商工会	〒869-1233	菊池郡大津町大津1417	096-293-3421	(新和支所)	〒863-0101	天草市新和町小宮地4566-2	0969-46-2096
菊陽町商工会	〒869-1103	菊池郡菊陽町大字久保田2816	096-232-2757	(五和支所)	〒863-2421	天草市五和町二江3150-7	0969-33-0276
阿蘇市商工会	〒869-2301	阿蘇市内牧字仲町216-2	0967-32-0200	(天草支所)	〒863-2805	天草市天草町高浜北897-1	0969-42-0154
(一の宮支所)	〒869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2020-1	0967-22-0789	(河浦支所)	〒863-1202	天草市河浦町河浦4990-7	0969-76-0132
(波野支所)	〒869-2804	阿蘇市波野滝水303-9	0967-24-2811	苓北町商工会	〒863-2502	天草郡苓北町上津深江4535-2	0969-37-1244

- ◇ 熊本県信用保証協会の保証付融資は、信用保証料以外の手数料は一切いたっておりません！
- ◇ 金融あっせん業者等が介在する融資案件は、受付できません！
- ◇ 反社会的勢力は信用保証制度を利用できません！